

令和元年度原子力規制委員会  
第42回会議議事録

令和元年11月13日（水）

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会 第42回会議

令和元年11月13日

10:30～11:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部改正及び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイドの制定とこれらの案に対する意見募集の結果について  
－外部ハザードを含む敷地特性に係る評価等の反映－
- 議題2：次期中期目標案について（第3回）
- 議題3：原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について
- 議題4：核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について

○更田委員長

それでは、これより第42回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は、「試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準の一部改正及び試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイドの制定とこれらの案に対する意見募集の結果について」。

説明は研究炉等審査担当の小野管理から。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査担当の小野でございます。

それでは、資料1に基づきまして御説明いたします。

まず、「1. 経緯」と書いてございますが、今、更田委員長からお話ありましたように、試験炉の定期安全レビューにつきまして、本年9月の原子力規制委員会におきまして、保安規定の審査基準（試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準）の改正案、あと、定期安全レビューの運用ガイド（試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関する運用ガイド）の案に対する意見募集の実施を行いましたので、その結果について御報告したいというものでございます。

2. を見ていただきますと、意見募集の対象は、保安規定の審査基準の一部改正案と運用ガイド案でございます。意見募集の期間は、ここにあるとおり、方法についても以下のとおりでございます。いただいた意見につきましては、それぞれ3件ずつでございました。提出いただきました御意見と、これに対します考え方につきましては、別紙1、別紙2に整理してございます。あと、制定案につきましては、提出いただきました意見を参考に、保安規定の審査基準の改正案、それから、運用ガイド案につきまして、記載の内容の明確化、整合性の確保のための修正を行いました、それぞれ別紙3、別紙4ということで制定案を取りまとめてございます。

次の2ページを御覧いただきたいと思えます。また、意見募集を実施したときからの変更箇所は、参考1と参考2ということで、見え消しで整理してございます。

3. にございますが、本日御審議いただきまして御了解いただけましたら、別紙3、別紙4について決定をいただきたいと考えてございます。

それから、「4. 施行期日」とありますが、今回改正した内容の設置者（試験研究用等原子炉設置者）側の対応のための期間を考慮いたしまして、施行は来年の4月1日からとしたいと思います。

この後、戸ヶ崎調整官から説明いたします。

○戸ヶ崎原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門安全規制調整官

研究炉等審査部門の戸ヶ崎です。

私から、別紙1、別紙2に基づきまして、保安規定の審査基準及び運用ガイドに対する提出意見及びこれらに関する考え方の案を説明させていただきます。

まず、資料は3ページからが別紙1になりまして、6ページからが別紙2になります。

まず、保安規定の審査基準の一部改正については3件の提出意見があります。また、運用ガイドについては3件の提出意見がありますが、3件目につきましては16の御意見に分かれています。このうち（保安規定の）審査基準の3件及び運用ガイドの2件につきましては、（保安規定の）審査基準等の施行期日や具体的な内容に係る御意見ですので、それらについて説明させていただきます。それ以外の御意見につきましては、運用ガイドの用語の適正化に関する御意見や、運用ガイドの読み方に関する御質問でありまして、御指摘どおりに修正、または運用ガイドの読み方の解説をしておりますので、説明は省略させていただきます。

まず、4ページを御覧いただきたいと思います。保安規定の審査基準の提出意見の1番（意見No. 1）から御説明させていただきます。この御意見は、保安規定の審査基準の施行期日に関する御質問になります。来春に施行される、いわゆる原子炉等規制法第3条改正（原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第3条による核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正）によりまして、設置者は来年4月から6か月以内に保安規定の変更認可申請が必要となりますが、試験研究炉の定期的な評価については、次回評価期限までに期間があることから、（原子炉等規制法）第3条改正による保安規定の変更認可申請と同時期の申請を希望するといった御意見になります。

これに対する考え方としましては、御指摘を踏まえまして、設置者が今回改善する（保安規定の）審査基準等に対応するための期間を考慮しまして、令和2年4月1日から本審査基準を施行することとします。したがって、原子炉等規制法第3条改正に伴う保安規定の変更認可申請に含めて対応することでも十分と考えます。ちなみに、次の定期的な評価が早いもので令和5年辺りに予定されていますので、来年4月からの申請で十分対応ができると考えております。

続いて、2番（意見No. 2）の御意見になります。この御意見は、「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うこと。」については、評価の結果、改善や新たな計画が必要ない場合もあり得ますので、そのために、「必要に応じて保安活動の計画及び品質保証活動の改善を行うこと。」と修正を求める内容になります。

これに対する考え方としましては、「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うこと。」とは、保安活動についてPDCAの一連の活動を必ず行うことが重要でありますので、その結果、保安活動の改善があれば、品質保証計画に反映して、その改善を求めるという内容のものです。このため、設置者の一連の活動の結果、現状の保全が十分有効に機能している、つまり、特段の改善事項がないと判断することを否定するものではありませんので、原案のとおりとさせていただきたいと思います。

続いて5ページを御覧いただきたいと思います。3番目（意見No. 3）の御意見は、改正後の保安規定の審査基準の1.の定期的な評価に係る規定におきましては、運用ガイドを引用しておりますが、2.の「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計

画の改善」については、運用ガイドの引用がないため、2. は運用ガイドの対象外と理解してよいかという御質問になります。

これに対する考え方としましては、御指摘の2. の「保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善」は、運用ガイドに基づき実施した定期的な評価の結果を踏まえ、保安活動に係るPDCAの一連の活動を行うこととあります。そのため、1. の運用ガイドに基づく活動と相互に関係するものですが、本運用ガイドは通常の保安活動に係るPDCAの一連の活動を具体的に規定しているものではありません。これについては、保安規定の審査基準における品質保証の項目において規定しておりますので、その旨を回答しております。

続きまして、運用ガイドに対する提出御意見に対する考え方になります。7ページを御覧いただきたいと思えます。

まず1つ目（意見No. 1）の意見につきましては、原子炉等規制法第3条改正に伴いまして、現在の保安検査に係る原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）第37条第5項が削除されますが、定期的な評価の実施状況について、改正法（原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律）の施行以降はどのように確認されるのかという御質問になります。

これに対する考え方としましては、御指摘の原子炉等規制法第3条改正施行後は、原子力規制検査（新検査制度）により定期的な評価に係る措置の実施状況を確認することになります。本運用ガイドは、先ほど述べましたように、令和2年4月1日以降に適用することとしましたので、その時点では原子力規制検査制度が施行されています。このため、御指摘については本運用ガイドの規定を改正後の原子炉等規制法を踏まえたものに見直しております。

続いて、2つ目（意見No. 2）の意見になります。この御意見は、本運用ガイドを用いた評価は、本運用ガイドの施行日以降の定期的な評価の計画に従って実施するとの理解でよいかとの質問ですが、この質問の中には、既に現在策定された計画を見直す必要があるのか、それとも本運用ガイドの施行日以降に策定する計画から本運用ガイドを適用させればよいかという御質問が含まれております。

これに対する考え方としましては、今回改正する（保安規定の）審査基準等に関して、定期的な評価の実施基準を変更するものではありませんが、次回の定期的な評価の実施に向けて、既に策定済みの定期的な評価の実施計画についても見直しが必要と回答しております。

提出御意見に対する考え方としては以上になります。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。

○田中委員

考え方で書かれていることは適切かと思うのですが、1個だけ、施行日を令和2年の4月1日からということで、前の案を見ると令和元年と書いてあっただけで、特に月日は書いていなかったのですが、このコメントも踏まえ、また準備にそれなりの期間も要することも考慮して、来年の4月1日にしたということなののでしょうか。

○小野原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査担当の小野でございます。

今回いただいた御意見、まず、なるほどと思っております、定期安全レビューの運用ガイド、それから、保安規定の審査基準を見直ししまして、本日お認めいただければ、今後に試験研究炉の原子炉設置者をお呼びしまして、この運用ガイドと（保安規定の）審査基準の内容について周知を図ろうかと思っております。これはNSRR（原子炉安全性研究炉）での施行に申請漏れがあったことも踏まえまして、なるべく周知を図っていきたく考えております。

なおかつ、先ほど戸ヶ崎調整官から説明しましたが、直近の定期安全レビューの取りまとめを行う時期が4年後ぐらいという時期を勘案してみると、急いで施行する必要はないなということから、来年4月1日施行ということで、新検査制度の保安規定の改正とあわせてやっていただければ合理的ではないかと、そういった判断をしたものでございます。

○更田委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、別紙1と別紙2の御意見に対する考え方は了承してよろしいですか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

その上で、事務局からパブリックコメントの指摘を受けてですが、（保安規定の）審査基準の改正案並びに運用ガイド案、案を取って決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

では、そのとおり決定します。ありがとうございました。

2つ目（の議題）は、3回目になりますけれども、これまで議論を続けてきた「次期中期目標案について（第3回）」。

資料の説明があるのだらうと思っておりますけれども、説明は村山長官官房政策立案参事官から。

○村山長官官房政策立案参事官

政策評価担当の村山です。

本年10月23日の原子力規制委員会で次期中期目標の構成について御議論いただきました。これを含めまして、これまでの議論を踏まえた骨子案を事務局で作成いたしましたの

で、資料2に基づいて説明させていただきます。

2ページ、前文ですけれども、これはまだ入れておりません。

中期目標期間は現行に倣って5年間としております。

組織目標も現行に倣いまして、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることとさせていただきます。

これ以後の施策目標は、前回の議論を踏まえまして5本柱にしております。簡単にざっと説明させていただきますけれども、1つ目が独立性、透明性、適正性、それから、安全文化でございます。これにぶら下がる「(戦略)」というところですが、個別の施策を盛り込んでおります。

1つ目、(1)が独立性の確保と透明性のこと。

(2)が規制機関としての安全文化、核セキュリティ文化というところで、これは事故の教訓等を職員に継承するであるとか、前例主義や規範主義に陥らないこと、また、安全文化、核セキュリティ文化の取組を継続するとともに、その自己評価も試みるといったことを考えております。

(3)が国際コミュニティにおける活動ということで、国際関係の目標でございます。

3ページ目に行きまして、(4)がマネジメントシステムの改善ということで、IRRS(国際原子力機関(IAEA)の総合規制評価サービス)の指摘なども踏まえて、実質的に改善につながるようなマネジメントシステムを作っていくという目標でございます。

(5)が厳格な公文書管理、組織体制の改善、バックオフィス体制の構築というところで、公文書のきちんとした管理、また、各地の原子力規制事務所も含めた組織体制の充実、さらには管理業務等のバックオフィス機能の充実を掲げさせていただきます。

(6)が法的支援・訴訟事務等への対応で、訴訟への対応にとどまらず、法的な判断等を適切に行っていくことを書かせていただいております。

(7)、(8)は人材の関係ですが、(7)で、「職員は、組織理念にのっとり、」という最初のポツ(●)ですが、国家公務員としての高い倫理観を持っていないことではないことをまず掲げております。続く3つのポツが採用、育成、配置ということに対する目標でございます。5つ目のポツが、これは地方事務所(原子力規制事務所)も含めてですが、業務上の相談や助言が原子力規制庁内で効果的に実施できるような仕組みを作っていくというものでございます。

(8)は研究職員の人材育成に関わる目標でございます。

4ページ目の2.が2つ目の柱、原子力規制の厳正かつ適切な実施と改善、さらにこれを支える技術基盤というところで、1つ目が原子炉等規制法に係る規制の実施ということで、法定の検査、審査を厳正に実施すること、さらにトラブル対応を適切に行う、使用済燃料について、より安全性の高い乾式貯蔵へと促していくといった目標を立てております。

(2)が最新の科学的・技術的知見に基づく規制の改善。

(3)は積極的に自ら安全研究を行うことで新知見を得て、それを適宜規制に反映して

いくという目標でございます。

(4) が改正原子炉等規制法の着実な施行ということで、新たに導入する原子力規制検査、品質管理体制に係る制度について、円滑に立ち上げていくというものでございます。

(5) が規制活動の継続的な改善ということで、3つセットにしていますけれども、1つ目が原子力施設の審査状況・課題の明確化を図っていくというもの、2つ目がバックフィット制度について、円滑に運用できるように制度の体系化に取り組むもの、3つ目がリスク情報を活用したグレーデッドアプローチを積極的に適用していくというものでございます。

5 ページ目の(6) ですけども、廃棄物の処理・処分の進展に対応した規制ということで、規制ニーズに応じて、廃棄物の処理・処分に関する基準等の整備に取り組むものでございます。

3つ目の大きな柱が核セキュリティ対策の強化と保障措置(SG)の着実な実施で、これも現行計画と余り変わっておりませんが、1つ目が核セキュリティ対策の強化。この中で、放射性同位元素等の防護規制も入っておりますので、これも含めた目標設定になっております。(2) が保障措置の着実な実施、(3) がいわゆる3S(原子力安全(Safety)、核セキュリティ(Security)、保障措置(Safeguards))の調和、インターフェースの強化ということで目標を設定しております。

4つ目の柱が、これも現行目標を踏襲しておりますけれども、東京電力福島第一原子力発電所(1F)の廃炉の安全確保と事故原因の究明でございます。戦略の1つ目が廃炉に向けた取組の監視、2つ目が事故の分析ということで、今期は特に、6 ページ目の一番上のポツになりますけれども、関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査作業の整合を図るというものを入っております。3つ目が1Fに係る放射線モニタリングの目標でございます。

最後、5つ目の大きな柱が放射線防護対策、緊急時対応、それらの改善でございます。

戦略の1つ目が、放射性同位元素等規制法(放射性同位元素等の規制に関する法律)に係る規制の実施ということで、法定の審査、検査を厳正に実施すること。これも原子炉等規制法と同様にグレーデッドアプローチの積極的な適用をすること、改善を図っていくことなどを目標として設定しております。

2つ目が放射線防護対策の推進ということで、ICRP(国際放射線防護委員会)等の最新の知見を適時反映していくこと。2つ目に、新しいものですが、岩石等に含まれる天然の放射性核種についての放射線防護について検討していくというものを入っております。

(3) が放射線モニタリングの実施ということで、平常時、緊急時のモニタリングについての目標でございます。

(4) が危機管理体制ということで、原子力規制委員会自身の危機管理体制、また事業者の危機管理体制、さらには原子力災害時の医療体制についての目標でございます。



最後、（５）が原子力災害対策指針の継続的改善ということで、1F事故の教訓や、日頃得られた知見を適時、同指針、マニュアルに反映していくというものでございます。

1 ページ目に戻っていただきたいのですが、今後の予定といたしましては、本年11月下旬に政策評価懇談会（政評懇）で御意見をいただいた上で、今年度内に次期中期目標は決定する必要があると思いますので、来年2月頃までの間、必要な回数、この場で御議論いただきたいと思っております。

参考として、資料の8ページ目に大きな柱、5つの施策目標と、それにぶら下がる、35になるのですが、個別施策を一覧にしております。その後ろの参考資料1に現行の個別施策の一覧も付けておりますので、適宜御覧ください。この骨子案ですが、原子力規制委員会の主要な業務をおおむねカバーするような目標設定としたつもりでございますけれども、例えば、積極的な広報とか、分かりやすいホームページの作成といったことを考えるとき、これを骨子案にございます情報の開示とか、コミュニケーションなどの記述で読み込むのか、あるいは明示的にそういったものを書き込んで、より方向性を出していくのかといった御判断は当然ながらあろうかと思っております。そもそも表現が適切なのかどうか、根本的に欠落しているものがないかといったこともあろうかと思っておりますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○更田委員長

今、ちょうど表現が適切かどうかというのがあったけれども、別添の骨子案全ての細部にわたって、表現がどうかというところまでここでやっていられないと思っていて、8ページにある主要な項目の表現に問題があったらということで、恐らく政評懇でも、骨子案の部分はまだまだ案ですと。ただ、こういう方向でいきたいという意味で、政評懇での遡上に上げるのは、恐らく項目立てなり、構成についてになるだろうと思うので、特に8ページの主要な項目でいかなものかというところがあれば、是非御指摘をしていただきたいし、それから、骨子案の細部に関しても、ここで修正案のところまで落ち着かせる必要はないとは思っていますけれども、方向について指摘があればと思います。

では、御質問、御意見あれば。田中委員。

○田中委員

まず、（8ページの）主要な項目のところ意見ということでございますが、大きな柱の「核セキュリティ対策の強化と保障措置の着実な実施」とあって、その中に3つあるのですが、3つ目の「インターフェースの強化」という言葉が誤解を生むのではないかなと思います。インターフェースのある何とか何とかなの強化だったらいいのだけれども、それが難しいとすれば、例えば、先ほど（説明で）言葉を使っていましたけれども、「調和」というのがありますから、例えば、「安全、核セキュリティ及び保障措置の更なる調和」とか、そういう中身を言った方が分かりやすいのではないかと。「インターフェースの強化」というと、何か分からないので、誤解を生むかと思っておりますので、そこを御検討ください。

○更田委員長

確かにおっしゃるとおりではあるのだけれども、調和と書くと、何が指標なのか。インターフェースの強化だと、仕組みを作りましたというか。これ、全体に書かれていることに関して言うと、評価する側に立ったコメントを受けることになるわけですが、そうすると、なかなか定量性を持たせにくいもの多くて、かつどう指標化するか。何ができたら目標に向かって動いたことになるのかという点から言うと、ハーモナイゼーション（調和）はなかなか評価しにくいですね。インターフェースだったら、どういうインターフェースを設けたかという意味でということなのだろうと思うのです。確かにインターフェースの強化だけでは分からないけれども、それぞれ、安全担当をしているところ、セキュリティを担当しているところ、SGを担当しているところは違うけれども、ここでインターフェースの強化といったときには、その間をつなぐ仕組みみたいなものを作るといふのだったらインターフェースの強化でもいいし。一方、田中委員おっしゃるように、ハーモナイゼーションになると今度はどう測ればいいのかという問題は起きてくるのだろうと思うのです。ほかにも同様のところはあるのですけれども。あと、目的と手段とが混在しているかなという感じはありますね。目標だから、手段を改良しようというのだから目標になり得るわけだけれども。

ほかにはいかがですか。

ざっと8ページを見た限りで言うと、1. が組織全体で長官官房の役割であったり、基盤（技術基盤グループ）の役割がまとめられていて、2. は（原子力）規制部、3. が放射線対策・防護（放射線防護グループ）、5. もそうなのですから。4が1Fで、2.などは他の規制組織の中期目標や達成度をどう測られているかという、結果責任で書かれているところが多くて、例えば、メジャーなトラブルがあったか、なかったか、なかったよねという評価の形で落ち着いているのは、諸外国の規制当局でもそういった形になっていて、2. や4. や5. はある程度結果が表れるものなのだけれども、そうでないものもあって、例えば、継続的改善なども、十分な継続的な改善が行われたのかどうか、どう指標化するのかという、難しさはあるように思います。でも、こういうものにはつきものだよねと言ってしまえばそれまでなのですけれどもね。

細かいかもしれないけれども、1つ気になったのは、1. で「国際コミュニティにおける活動」というもの。骨子案では「原子力安全」と書かれているのだけれども、国際コミュニティに対して、今まで以上に参加しなければならないのは、むしろSGであったり、セキュリティのところがあるので、必ずしも安全だけではないだろうと。あと、「活動」と書いただけだと目標にならないですね。だから、表現は置いておいてという感じですが、項目立てはこれでいいかという点から、どうですか。

○田中委員

1個だけ確認で、1. のところで「安全文化の向上・維持」とあるのですけれども、その中の2つ目（（2））に「核セキュリティ文化」というのもあるのだけれども、タイト

ルに「核セキュリティ文化」ということまで入れる必要はないと思っていいですね。

○村山長官官房政策立案参事官

政策評価担当の村山です。

今の御質問は、(2)のタイトルに「核セキュリティ文化」という文言を入れる必要はないのではないかということですか。

○田中委員

「核セキュリティ文化」というのが入っているのだけれども、大きな1(1.)の柱のタイトルに「安全文化」という言葉しかないから、そこに「核セキュリティ文化」という言葉を入れる必要がないですねという質問です。

○更田委員長

長くなるし、そこでまた役所的に「等」とか入れられると、もっとわけが分からなくなるので。

○田中委員

なくてもいいと思います。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

大体、案全体としてはこういう感じでいいかなと思うのですが、1番(1.)とか2番(2.)のタイトルが長過ぎるのではないかという感じがするのですね。これは、要するに、内容を端的に表すような言葉を並べればいいのだと思うのですね。ですから、「改善を進めるための安全文化」、それはそうなのでしょうけれども、例えば、「継続的な改善並びに安全文化の向上」とか、そうしてしまってもいいのではないかと思うのですね、このタイトルは。2番目(2.)も「改善とこれを支える技術基盤の強化」を「改善並びに技術基盤の強化」でもいいと思うのですね。それから、5番目(5.)の「これらの継続的な改善」とあるのですけれども、「これらの」は要らないと思うのですね。そういうのを少し削除して、タイトルはもうちょっと短くした方がいいと思うのですが、まず、そのところ、いかがでしょうか。

○更田委員長

それはそうだと思います、タイトルですからね。

具体的な行動としてどんなものをイメージしているのかというのが、あるものもないものがあるのだらうと思うし、それから、ドキュメンテーションに結果的に結び付けようとしているのか、そうでないのかがそれぞれあるのだと思うのですね。これは今後の議論の中で、例えば、1F事故の分析などは、ドキュメンテーションに結び付けようとしているわけですね、文書化に、報告書という形で。例えば、(5.(4)に)「危機管理体制の整備・運用」とありますね。これは骨子案の方を見ると、自分たち自身のものと、事業者の対応能力を促す形でのもの、それから、医療体制、これはしばらくの間、強化が課題に

なっているものだけでも、原子力規制委員会の危機管理体制を整備・運用する、緊急時対応能力の維持・向上に努めるというのだけでも、多くの場合は、例えば、文書化なり、システムなり、何らかの形で結果が表れるわけだけでも、意味が通じやすくするためには、こういうものを作ろうとしているというのがないとなかなか伝わりにくいかなと思います。この点については、中期目標とはまた別件できちんと詰めなければならないだろうと思います。東京電力福島第一原子力発電所に関して言えば、（４．（３）の）「放射線モニタリングの実施」というのも、何をどうしようとしているのかが（見えない）。個々に言い出すといろいろあるけれども、ただ、８ページの項目立てで、政評懇に臨んでいいかということに関しては何か御意見ありますか。

伴委員。

○伴委員

前回（の議論の際に）いなかったのですが、大項目（１．～５．の項目）がこうなったことに関しては了解しましたけれども、率直な印象として、目標と言いつつも、これはほとんど業務リストだなというのがあって、今の更田委員長の指摘にもありましたけれども、内容の方向性というか、何をやりますというよりも、それをどういう方向に持っていくのかというメッセージがある程度見えるべきだろうと。だから、それが８ページの主要な項目に見えるのが望ましいのでしょうかけれども、それがなかなか難しければ、その後の個別の内容の中で、方向性が見えるような形にすべきなのではないかと思います。それが全般的なコメントです。

ついでに細かいことを申し上げると、２ページ目の下の方に（２）として安全文化と核セキュリティ文化の話があって、その２つ目のところで「水準を自己評価する。」というのですが、安全文化の水準というのは変な表現だなと私は思っています。これは一次元でいいとか悪いとか評価できるものではないので、多分、安全文化及び核セキュリティ文化の現状を包括的に自己評価するということなのだろうと思います。それを育成ではなくて、多分、醸成・維持に関わる取組に反映させるということをお願いのだろうと思います。

それから、３ページ目の（７）の下から２つ目ですけれども、「職員に適切なキャリアパスを提供することにより、その能力を発揮させ、組織のパフォーマンスを最大化する。」と並べてあるのですが、職員一人一人に対することと、組織のパフォーマンスを最大化することは多分、別のことだろうと思います。ですから、細かい話ですけれども、その辺は最終的に書き込むときには区別した方がいいのではないかなと思います。

○更田委員長

そう言えば、伴委員は（大項目を議論した際に）いなかったけれども、この構成、やはり不満だというのがあったら今の機会に言っていただいてもいいけれども、もう前へ進んでしまっていますけれどもね。

○伴委員

不満だというよりも、「目標」とか「戦略」という言葉を使っていますけれども、これは本当に目標なのか、本当に戦略なのかという、ワーディングの問題かなど。

○山中委員

大項目は先週（※正しくは、先々週）議論しましたので、私はこれで結構かなと思うのですが、中項目ですかね、両括弧の部分ですけれども、1.の中項目が、大きな目標のようなものと、やらなければならない小さなものとが混在しているように若干見えるので、項目としてはいいのしょうけれども、まとめられるところもあるかなど。例えば、（1）と（2）と（4）と（5）などはまとめていいかなとか、（7）と（8）はまとめていいかなとか、大きな玉と小さな玉とが混在しているように若干見えるので、そこをもうちょっと整理をしていただいてもいいかなという気はしますね。そのほかの大項目の両括弧の中項目は比較的粒はそろっているように見えるのですけれども、その辺り、どうでしょうかね。

○更田委員長

項目の大きさ、玉の大きさをそろえるというのは、例えば、（2.（4）に）「改正原子炉等規制法の着実な施行」と書かれていて、これはそんなに目立たないけれども、これからの次期中期目標期間を考えたら、これはものすごく大きな玉なのですね。検査のリフォームのことを言っているので、すごくでかいのですね。しかも、実際やらなければならないことがいっぱいついてくるという項目で、何々対策の強化とかという漠然としたものとは違って、これはやることがものすごくはっきりしているけれども、小項目に落ち着いていると。

玉（の大きさ）をそろえる、これは頭の上に引っ掛けておいて、そろえるべくというやり方しかないかなと思いますし、それから、（3.（2）の）「保障措置の着実な実施」なんていうのも、次の期間を考えると、これもとても目立たないというか、余り議論に乗る機会は少ないけれども、とても大きな項目で、そして、仕組みを変えにいこうとしているというぐらいアンビシャスなのだったら、そう書きたいところだけれども、なかなかそれもイナーシャも大きいし、そうはいかないというところだろうと思うのですけれども。

ずっとこれを眺めているわけにもいかないなので、まず、政策評価懇談会の方へ御意見を伺うのは来週でしたか。

○村山長官官房政策立案参事官

政策評価担当の村山です。

来週の金曜日、22日になります。

○更田委員長

私もそれに出席して直接御意見を伺おうと思っていますけれども、では、この8ページの主要な項目、それから、並びに御参考までにとということですが、骨子案もお示するという形で前へ進むということ、了承いただけるでしょうか。

（首肯する委員あり）

○田中委員

それで結構ですけれども、8ページの主要な項目はいいのですけれども、それまでのところでもう少し下に何点か書いていますけれども、そこに対してまたこの原子力規制委員会で議論するということはあるのですか。

○更田委員長

もちろん政評懇での意見を改めて。私しか出席しないので、改めて原子力規制委員会へフィードバックしてもらおうという形もあると思いますし、議論の機会はまだいくつかあると思っています。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

3つ目の議題は、「原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について」。

説明は、原子力規制部新基準適合性審査チーム長、聞きなれない肩書だけれども、緊急事態対策監の山形チーム長から。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

原子力規制庁の山形でございます。

資料3に基づきまして、原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況を御説明させていただきますと思います。

まず、もう中身から入らせていただきますけれども、まず別紙1、2ページでございますけれども、全体の許可、工認（工事計画認可）、保安規定というものが並べてございます。灰色のところは既に処分済みということになります。

1点、真ん中より少し上のところの東京電力柏崎刈羽原子力発電所のところを少し御説明させていただきたいのですが、許可の処分は平成29年12月、工認の申請は平成25年9月となっておりますけれども、許可後に補正申請が出されておりますので、実質的にはそこからスタートということになります。

また、6号炉については補正がなされておられませんし、7号炉についても、肝心の計算書というのはまだ補正がなされていないという状況でございます。

3ページ目は、特定重大事故等対処施設（特重施設）の審査の状況でございます。

同じく灰色（処分済）のところというところで、関西電力の高浜発電所3・4号炉については、工事計画認可は終了しておりますし、九州電力の方も、前回の御報告のときに既に終了しておりますので、保安規定の申請があって審査が進んでいるところ。

また、工認ですね、伊方発電所ですとか高浜発電所についても、赤字（前回（令和元年5月15日）の報告時からの変更点）にしておりますけれども、徐々に認可の処分が進んでいるという状況でございます。

そして、5ページ目は所内常設直流電源設備、いわゆる3系統目の直流電源でございますけれども、これにつきましても、関西電力の高浜発電所につきましても、処分が行われたという状況でございます。

続きまして、少し詳しくといいますか、再稼働といいますか、新規制基準、初めての適

合についての審査の状況ということで、6ページ目にまとめてございます。

主なものとしたしましては、灰色のところはおおむね審議済みなのですが、泊発電所3号炉を見ていただきますと、敷地周辺の地質構造ですとか地下構造、こういうところはおおむね審議済みでございますし、プラント側については、耐震（設計方針）・耐津波（設計方針）のところを除きまして、おおむね審議済みという状況になってございます。

女川原子力発電所については、全ておおむね審議済み、島根原子力発電所につきましては、地質、地震動、津波関係はおおむね審議済みでございますし、プラント側についても、少し審議済みのところが出てきてございます。

これが全体の状況でございますし、次、7ページで個別の発電所にどういう課題があるのか、どういう審査をしているのかというのを御説明させていただきたいと思っております。

まず、泊発電所3号炉でございますけれども、これはF-1断層の活動性評価につきまして、その開削調査箇所、その調査結果として、40万年前以降に活動したことは確かであり、また、12～13万年前以降の活動性がないという明確な根拠が得られないということを伝えてございます。

これに対しまして、本年11月の審査会合において、事業者からF-1断層開削調査箇所の北側露頭、南側露頭の調査結果の説明がございました。これにつきましては、本年11月15日の現地調査において、事業者から説明のあった追加調査結果の内容について、確認を行う予定にしております。

なお、今年の5月23日の臨時の原子力規制委員会（令和元年度第9回原子力規制委員会臨時会議）におきまして（北海道電力の）真弓社長と原子力規制委員会委員との意見交換がございましたけれども、その際、真弓社長から、この断層の活動性と日本海東縁部に想定される地震による津波の再評価と火山影響評価につきましては、並行して審査をしてほしいという要望がなされたわけですが、実際に審査を担当される方、審査会合でどういう説明があったかといいますと、備考のところに書いてございますけれども、日本海東縁部については、説明の準備ができ次第、審査会合で説明したいという表明がございましたけれども、火山影響評価については、敷地内断層の活動性評価の審査への対応を優先したい、要は、後回しにしたいというような説明がございました。

次に、大間原子力発電所でございますけれども、敷地周辺の活断層評価について御説明しますと、本年6月に事業者から、下北半島西部の地殻変動の評価は、広域的隆起の一部ではあるが、当該隆起の「相対的に隆起が早い領域」が敷地に近いため、仮想的な断層を想定するという説明がございました。この点について、原子力規制庁から敷地周辺の地下構造、追加の検討を指示しているところでございます。

次に、東通原子力発電所につきましては、重要施設直下の断層については、おおむね審議済みでございますし、今、本年6月、11月の審査会合におきまして、敷地内・敷地近傍の断層以外の敷地周辺の活断層評価について、審議を行っているところでございます。

女川原子力発電所2号炉でございますけれども、これは地盤側、プラント側、おおむね

審議済みでございまして、本年11月6日に事業者から提出された申請書の補正について、これまでの審査会合の審査事項が反映されているか確認をしているところでございます。

次に、志賀原子力発電所2号炉です。これは陸域の一部の評価対象断層の活動性評価について、上載地層法に加えて、鉱物脈法による評価結果について、事業者から説明がございました。これに対して更なる説明を求めているところでございまして、現在、事業者、それと、プラス、海岸部の断層について、データ拡充のための追加調査を実施していると聞いてございます。

次に、8ページに行っていただきまして、1つ（浜岡発電所3号炉を）飛ばしまして、浜岡発電所4号炉ですが、これはH断層系の分布に係る各種調査結果の整理・分析が進んでいないという状況でございますので、この検討を待ちたいと思っております。

次に、敦賀発電所2号炉ですけれども、これは主に浦底断層による地震動評価の見直しということで、屋外重要施設の配置の見直しということが審査会合で説明があったわけでございますけれども、当方としては、2号炉直下の破碎帯とK断層の連続性及び活動性、こちらの方を優先して説明するようということをお願いしております。

次に、島根原子力発電所2号炉でございますけれども、これは大山生竹テフラの噴出規模、これの再評価を求めているということと、地すべり地形の認定、そういうことについて審査をしております。

プラント側につきましては、いわゆる設計基準の方は、竜巻、外部火災など、おおむね議論が収束をしておりますので、重大事故側を中心に審査を進めているところ。また、耐震・耐津波設計につきましては、新たな制震装置を導入するという申請がございましたので、その性能の妥当性、そのような各論点を順次審査しているところでございます。

次に、9ページに移っていただきまして、これは特定重大事故等対処施設の関係でございますけれども、設置変更許可につきましては、まず、美浜発電所3号炉、これは基準津波、地質・地質構造の議論はおおむね終了しておりますので、プラント側で耐津波方針を審査していくという状況でございます。

大飯発電所3・4号炉ですが、これはプラント側はおおむね収束しておりますので、基礎地盤、周辺地盤の安定性について、今後確認していく予定でございます。

東海第二発電所、これは本年9月24日に申請がございました。

それと、柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉、これは本年10月24日に補正が提出されましたので、これから審査を本格化させたいと思っております。

次が、許可を得て工事計画認可のものです。高浜発電所1・2号炉につきましては、航空機衝突影響評価、この評価条件・評価手法について、妥当性の説明を求めているところでございます。

伊方発電所3号炉につきましては、これは5分割（で申請）されておりますけれども、1回、4回については認可済みでございまして、これも3回、5回の航空機衝突影響評価というところの説明を求めています。



玄海原子力発電所3号炉につきましても、これは3分割(で申請)されてございますが、まだ第3回の申請はなされていないという状況ですので、順次審査を進めてまいりたいと思っております。

設置許可も工認も終わっている川内原子力発電所1・2号炉は、保安規定変更認可について申請がございまして、これは保安規定の審査基準(実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準)を本年10月に改正しておりますので、それを踏まえた補正が今後提出される見込みでございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

○伴委員

特重施設に関してなのですけれども、5年の期限が厳しいということに関して、事業者側から審査に時間が掛かるという、時々、そういう批判めいたことを聞くのですが、もちろんプラントの個別性はあるにしても、少なくともPWR(加圧水型原子炉)に関しては、ある程度もう経験も積まれて順調に進んでいる、そういう批判は当たらないと考えてよろしいですか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

PWRにつきましては、我々もできるだけ審査は合理的に進めたいと思っております、例えば、先ほど申しましたような航空機衝突の影響評価みたいなものは、3社(関西電力、四国電力、九州電力)並べて合同でやって、できるだけ合理的にできるところはやっております。

あと、時間が掛かるというものでいいますと、例えば伊方発電所3号炉の場合ですと、当初は建屋の設計評価に土木で用いられる手法を用いるという説明がずっと続いていたのですけれども、当然、気密性、水密性が要求される建屋ですので、土木のように気密性、水密性に対する要求、考え方が違うものを使うのは無理があるのではないかとということで議論が長引いて、結局、建築的な手法を取り入れるということで、時間が掛かったりしております。

そういう個別の事情はございますけれども、我々としましては、先ほど申しましたように、できるだけ、審査経験も積み上がってございますし、共通の部分は合同で審査を行うということで、合理的に進められるようにしております。

○伴委員

ありがとうございます。

○更田委員長

特定重大事故等対処施設に関して言うと、山形チーム長、効率的・効果的という話ではあるものの、意外とこの特定重大事故等対処施設の審査というのは、サイト依存性はある、同じP(PWR)であっても、例えば航空機衝突を回避する手段に関して、地下式をと

るか、あるいは物理的距離をもって対処するかというようなものがあるので、必ずしも審査経験の蓄積を後発のものに対して直接的に反映できるかという点、そうでない局面もあるので、それは時間の経過というのは十分な理由があつてのことだと私は理解をしています。

BWR（沸騰水型原子炉）については、今、盛んに議論が進みつつあるところだけれども、いわゆるシビアアクシデント（SA）対策という点、重大事故等対策と、それから、特定重大事故等対処施設の防護策との間の関係に関して、全体像を見て整理する必要があるのでは、個別の防護層が充実しているということを見るのは当然だけれども、各防護層との間の関係というのも見る必要があるのでは、特にBWRの場合は、SA施設の部分と特重施設の部分との間の関係というのはきっちり整理して審査に臨む必要があると考えています。

これは最初の段階でしっかりした議論が必要ということであると私は捉えていますけれども、山中委員、いかがですか。

○山中委員

BWRの特重施設については、東海第二発電所の審査が始まったところでございますけれども、やはり更田委員長がおっしゃられたように、SA施設と特重施設の関連性を十分議論して、共通で議論する事項もあるかと思っておりますので、その点、注意しながら進めたいと思っております。

○更田委員長

ほかによろしいですか。

地震・津波の方、自然ハザードの方に関して言えば、明日出られて、明後日がメインになるのですかね、泊発電所のF-1断層に関しては、開削調査を現地で石渡委員が見られるということで、ここが一つのマイルストーンになるかなと。そこでの判断というのが大きなところだろうと思っておりますし、あとは、プラントの（新規制基準）適合性審査でいえば、女川原子力発電所と、それに続いて島根原子力発電所2号炉という形なのだろうと思っておりますけれども。

石渡委員。

○石渡委員

明日、明後日と、特に明後日が調査の日なのですが、北海道は明後日、非常に天候が悪いという予報が出ておりますので、御期待はごもつともなのですが、そういう方向で進むかどうかというのは分からない面もあります。安全第一でやりたいと思っております。

○更田委員長

安全第一、ごもつともです。露頭が見られなければ、困ったことになるのだろうと思っておりますけれども、それは北海道電力も対策はとっているのだろうと思うので、安全第一で、気を付けて行ってきていただきたいと思っております。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、本件は、報告をいただいたということで、次の議題、4つ目の議題は、「核

燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」。

これも山形チーム長から。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

原子力規制庁の山形でございます。

資料4に基づきまして、核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況を御報告させていただきたいと思っております。

別紙1、2ページを御覧ください。

これは許可段階の審査中のものを並べてございますけれども、前回、本年5月に御報告したところから変更はございません。個別の審査状況については、後ほど御説明をさせていただきます。

3ページに移っていただきまして、これは設置変更の許可・承認を既に得ているものでございますので、設工認（設計及び工事の方法の認可）、保安規定の審査という段階に入っておりますけれども、見ていただきましたとおり、設計及び工事の方法の認可は徐々に進んでいる状況でございます。個別の状況は後ほど御説明いたします。

次に、別紙2、5ページに移っていただきまして、個別の審査の状況でございますけれども、まず、安全上重要な施設（耐震（耐震重要度分類）Sクラス）を有する施設について御説明をいたします。

一番上、日本原燃の再処理施設でございます。

施設関係については、この10月9日の原子力規制委員会で、航空機落下の確率評価ですとか、重大事故等対策に係る管理放出、その考え方、それまでの原子力規制委員会での議論を踏まえた審査の状況を報告したところですので。引き続き審査会合を継続して、確認を進めているところでございますが、事業者のいわゆる「まとめ資料」、これまでの説明内容、根拠を全て取りまとめたものの作成を求めています。この資料の中で（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の）各条文に対する基準適合性の網羅的な確認を進める予定ですが、事業者の方がこの資料のなかなか作成に相当な時間を要している状況でございます。

地震関係でございますけれども、これは出戸西方断層の活動性評価及び八甲田山の火山影響評価のデータ拡充を求めたところでございます。火山影響評価については、おおむね確認済みでございます。

出戸西方断層でございますけれども、これは北端の評価と、南端の更に南の方にある向斜構造に関する審査を行っているところでございます。この10月に実施しました現地調査結果及び事業者がまた向斜構造に関する追加調査をしておりますので、その結果を踏まえて審査をする予定でございます。

その次のMOX（ウラン・プルトニウム混合酸化物）燃料加工施設、廃棄物管理施設は説明を省略させていただきまして、試験研究炉の日本原子力研究開発機構（JAEA）のHTTR（高温工学試験研究炉）でございます。これはおおむね審査済みでございます。この9月26

日に補正申請がなされたために、この内容を確認して、今後、審査書の取りまとめを行う予定でございます。

次に、日本原子力研究開発機構の常陽でございます。これは熱出力と設備が整合していないという指摘をいたしまして、その補正が昨年10月になされた。その審査の前提となります熱出力の設備の整合性の確認を優先的に行いまして、おおむね確認したところでございます。

また、それ以外のものにつきまして、これは少し細かいのですが、適合性の判断に必要な申請書の記載が若干不足しているところがございまして、それらの指摘を行ったところでございまして、それを待ちまして審査を進めていきたいと思っております。

次に、リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS）の使用済燃料貯蔵施設でございます。これは相当審査が長引いております、津波の影響をどう評価するかというところなのですが、原子力規制委員会の討議を踏まえまして、水深係数3の場合でも、津波による建屋受入れ区域の損壊に伴う落下物との衝突に関して、金属キャスクの閉じ込め機能が確実に維持できる対応の検討を求めたところでございますけれども、事業者からはそれは困難であるという説明がございまして、改めて、貯蔵建屋本体はこの津波に対して維持できるということと、受入建屋のところ、緩衝材を外している1基について、いろいろ検討しないといけないわけでございますので、この金属キャスク1基の閉じ込め機能が失われた場合、そういう仮定をしたら、敷地境界でどういう線量になるのか、公衆にどう影響があるのか、そういうことを明らかにするようにと、その評価を求めておりまして、この結果を待っているところでございます。

次は耐震Sクラスを有しない施設ということで、（第二種）廃棄物埋設施設、日本原子力発電のトレンチ処分でございますけれども、これは廃止措置開始以降、覆土をした後の線量評価について、確認中でございます。

被ばく線量の評価が、条件によっては基準を大きく上回るということになっておりますので、前提となる放射能インベントリを減らすという対策を指摘しているとともに、評価シナリオの審査の考え方、我々としても整理すべきところがございまして、それを整理した上で審査を行っていきたくと思っております。

次が日本原燃のピット処分の方でございますけれども、これは線量評価に影響を与えるパラメータの設定根拠、これに追加指摘を行って、審査をしているというところと、それと、覆土後の人工バリア、天然バリアの機能に関する測定・監視、それをどの項目をどう行っていくのかという審査を行っているところでございまして、我々も考え方をきちんと整理して審査を進めていきたいと思っております。

最後のページになりますけれども、6ページです。こちらは廃止計画の認可についてでございます。

一番上は、日本原子力研究開発機構の再処理施設でございます。

いくつかございますので、審査の現状を3つに分けて書いてございますけれども、まず、

そもそもの大元になるようなもの、放射線管理設備等の更新もありましたけれども、これは既に今年の9月に認可を行っております。

それと、基準地震動の策定でございますけれども、これはおおむね確認済みでございます。補正が出されておりますので、その確認を行うという段階です。

ガラス固化体周りでございますけれども、これはガラス固化体の保管能力の増強ですとか、安全対策の策定、その分でございますけれども、これは日本原子力研究開発機構からの補正を、監視チーム（東海再処理施設安全監視チーム）の指摘を踏まえた補正がなされるのを待っている段階でございます。

次に、同じく日本原子力研究開発機構のもんじゅでございますけれども、これは令和4年実施予定、炉心から燃料体を取り出す。最初の100体は順調に取り出せたのですけれども、何年かたった後、令和4年の実施予定分につきましては、模擬燃料体を部分装荷するという計画が出されておまして、これの審査を進めているところでございます。

その下のふげんと弥生につきましては、認可済みでございますので、説明を省略しまして、その下のいくつかの臨界集合体でございますけれども、そこも省略させていただきます。

一番下のクリアランス関係でございます。クリアランスについては、日本原子力発電の敦賀発電所、「1号解体廃棄物（金属）」関係のものについて、申請があったわけでございますけれども、これにつきましては、この9月に改定しましたクリアランスに関する審査基準（クリアランスの測定及び評価の方法に係る審査基準）、これを踏まえて審査をする予定でございます。

私からの説明は以上です。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

まずは、廃止措置の方ではなくて、いわゆる適合性ではあるのだけれども、安全上重要な施設を有する施設、5ページですけれども、日本原燃の再処理施設に関して、RRP（六ヶ所再処理施設）に関しては、「まとめ資料」、これは鋭意進められていることと思っておりますけれども、今はとにかく穴、欠けがないかどうか、プラント側に関して言うと、詰めてもらっているところ。

地震・津波の方に関して言えば、出戸西方断層の北限、南限の留めの問題というのがおおむね議論が進んだので、そういった意味では、とにかくきっちりした詰めをやってくださいというところなのだろうと思うのですが、この中で気に掛けているのは、RFSなのですけれども、審査の進捗を見ていると、坂本社長と会ったとき（令和元年度第22回原子力規制委員会臨時会議）は、あたかも坂本社長は非常に急いでいるようにおっしゃってはいたのだけれども、審査会合でのやりとりを見ていると、それはできないのですという回答を受けて膠着しているように見えるのだけれども、一方で、こちらがしている指摘に関しても、最後の仕上げみたいなことをして、例えば取扱い中のキャスク1基に関してだっ

て、これは非常に、ある意味、確率の低いことではあるけれども、万一起きたときにどうするの、どうなるのと。

今、線量評価を求めているという話だけれども、これは別にRFSから線量評価が出てこなくたって、こちらも大体のオーダーを持っていますよね。乾式キャスクの評価のときにやったわけで、答えは知っているわけだし、それから、極めて詳細な評価を求めているわけではなくて、オーダーが分かればいいのだから、もうさっさと答えが返ってきそうなものではあるし。だから、私は、活断層詳細デジタルマップ等々云々というのはあるけれども、おおむね審査は終了していると見ているのですけれども、その認識でいいですか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

ほかの部分につきましては、おおむね終わっております。ここだけでございまして、審査会合の場でも、我々が求めているような敷地境界での線量評価というものは、一晩でできる程度のものですよと言っているのですが、まだ1か月ぐらい掛かっているという状況にございます。

○更田委員長

ただ、これは聞くまでもなく、答えが分かっているのではないですか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

我々も別の検討で1 mSvにはとても届かないという数字は持っていますけれども、そこはやはり事業者が自ら説明をするようにと。ただし、その精度は求めているということとは。

○更田委員長

いや、マイクロオーダーの話だと思うので、そうすると、RFSは何を待っているのだろう。簡略評価だったら、一晩でというのは大げさかもしれないけれども、1週間あればできますよね。何で一月掛かっているのだろう。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

その辺も事情を聞きたいと思います。

○更田委員長

極めて奇怪に思っていて、おおむね私は内容的に審査は終わっているように見えて、十分判断できるところへ来ていると思っているのですけれども、ただ、線量の評価でも、こちらがこの程度だと思うからといって審査するわけにはいかないの、やはり申請者に線量評価（を出してもらわなければならない）。ただし、それは十分1週間あればできる、頑張れば一晩でできるという、そういうものだと思うので、奇怪に感じているということをおし上げておきたいと思えます。

それから、廃止措置なのだけれども、この状況で、現状でいうと、もう重要度の圧倒的な部分はJAEAの核燃料サイクル工学研究所の再処理施設、いわゆる東海再処理施設。重要度と言うべきか、頭の痛さと言うべきか、ほかは廃止措置だから、もんじゅの燃料取り出しも含めて、それぞれおおむね順調にいつている。東海再処理施設だけは、はっきり言

ってぬかるみに足をとられている状態ではないですかね。ガラス固化は、これは廃止措置とはいいながら、いわば本業のガラス固化をやっている状態でなかなか進まない。

これは審査というよりは、むしろ監視チーム等での話だろうと思うけれども、この議題の頭の痛さというか、重要度からいうと、9割以上をここが占めるといってもいいと思うのですが、何か具体的に次のステップについて、どうするのだというのを問うていかなければならないのだろうと思いますが。

田中委員。

○田中委員

ガラス溶融炉の下がコイルと接触して等々ということで、止まっているという話で、2～3回前の原子力規制委員会（※正確には、令和元年度第34回原子力規制委員会（令和元年10月9日））でも更田委員長が指摘されて、私も説明したところなのですが、これについて、本当にどのような方法で考えているのか、その説明責任はどこにあるのか、今後どう対応するのかについて、先週でしたか、本年10月6日（※正しくは、11月6日）の日に山本理事の方から説明していただき、具体的な対策については、本年11月28日に監視チームを予定してまして、そこで具体の考え方が出るはずでございます。

我々としても、もちろん3号溶融炉を早く作らなければいけないということは当然でございますが、といっても時間が掛かりますから、今の溶融炉を使ってどのような対策ができれば、今あるガラス、中に入っているガラス、あるいは2号溶融炉を考えていたガラスが本当にどこまでできるのかどうかについて、しっかりと見ていきたいなと思っていますので、我々としても最大の関心を持って監視チームの方を見ているところであります。

○更田委員長

これはごりごりやるしかしようがないのだと思っています。ドラム缶の話（JAEA原子力科学研究所廃棄物処理場におけるドラム缶健全性確認）だって、長期間掛かりますと言っていて、問うたら、短期間でできることが分かりましたという結末になりましたよね。3号溶融炉にしても、十分、できるだけ早く始めているのかどうか。それから、（結合装置の）予備品の問題に関して、はかばかしい答えが得られていないように思うけれども、実績から見たら、無駄が出て構わないから、十全な準備をしてもらえないかと思っていて、何かこの東海再処理施設の話をし出すと、ほかのものが全てかすんでしまうぐらいこれになってしまうので。これはごりごりやるしかないのだろうと思いますが。

田中委員、もう一回。

○田中委員

ごりごりやっていって、私も2回ぐらい前の監視チームでかなりきつい言葉をきつい調子で彼らにも言い、彼らもこの問題点の重要性を十分認識しているはずでございますので、もしそうでないとなれば、また次回の監視チームのときに本当にしっかりとこちらからも指摘しないといけないし、見ていかないといけないところでございます。まだ高レベル廃液が液体のままであるということは、大変リスクが高止まりしているわけですから、それ

を新規基準を適用していなくても、やってもいいということを許しているわけですから、しっかりやってもらわなくてはいけないということでは、我々の認識はそうでございますし、向こうもしっかりその辺の状況を分かって、やらなくてはいけないという責任が向こうにもあろうかと思えます。

以上です。

○更田委員長

ほかにありますか。

これは前の議題とあわせて報告をいただいたのですが、今、廃止措置に関しては、実用炉の廃止措置というのは、何か特に、1つ議題が戻ってしまうけれども、山形チーム長、実用炉の廃止措置について、何か言及するべきことはありますか。

○山形原子力規制部新基準適合性審査チーム長

実用炉の廃止措置についても、かなり多くの数が出てきておりますけれども、ある種、実績のある分野でございますので、我々が特に気を付けている部分といいますと、廃止措置と稼働炉との関係ですとか、そういうところはございますけれども、その他の部分は、今までの経験があるというところで、審査はそう大きな問題なく進んでございます。

○更田委員長

ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の会議を終わります。ありがとうございました。